

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	就労自立給付金の申請に対する処分		
根拠法令及び条項	生活保護法第55条の4第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたこと、その他厚生労働省令で定める事由により、保護を必要としなくなった者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金の支給を認定する。		
審査基準設定年月日	平成26年 7月 1日	審査基準最終変更年月日	平成30年 4月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（14日以内。ただし調査に時間を要する場合、その他特別な事情がある場合には30日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成26年 7月 1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。